第七　平成十二年一月二十七日農林水産省告示第九十六号（肥料取締法第十七条第一項第三号の規定に基づき、同法第四条第一項第三号に掲げる普通肥料の保証票にその含有量を記載する主要な成分を定める件）の一部を次のように改正する。

附の一中「独立行政法人農業環境技術研究所」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改める。

第八　平成十二年三月十五日農林水産省告示第三百七十八号（農業改良助長法施行令に規定する農林水産大臣の定める基準並びに農林水産大臣の指定する試験研究機関及び教育機関を定める件）の一部を次のように改正する。

第二号ト及びチを次のように改める。

ト　旧国立研究開発法人農業生物資源研究所

チ　旧国立研究開発法人農業環境技術研究所

第九　平成十三年三月三十日農林水産省告示第四百九十三号（種馬鈴しよの検査について農林水産大臣の定める基準を定める件）を次のように改正する。

第一条中「独立行政法人種苗管理センター」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に、「自ら」を「、自ら」に改める。

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

○環境省告示第三十五号

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第二十六条第二項及び公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百九十五号）第十二条の規定に基づき、障害補償標準給付基礎月額を次のように定めたので、公示する。

平成二十八年三月三十日

環境大臣　大塚　珠代

年齢階層	性別	
	男子	女子
昭和六十一年四月二日以降に生まれた者	二一三、七〇〇円	一九二、九〇〇円
昭和五十六年四月二日から昭和六十一年四月一日まで の間に生まれた者	二五七、三〇〇円	二〇五、〇〇〇円
昭和五十一年四月二日から昭和五十六年四月一日まで の間に生まれた者	二九〇、四〇〇円	二一四、九〇〇円
昭和四十六年四月二日から昭和五十一年四月一日まで の間に生まれた者	三一八、四〇〇円	二一九、六〇〇円
昭和四十一年四月二日から昭和四十六年四月一日まで の間に生まれた者	三五一、三〇〇円	二二四、八〇〇円
昭和三十六年四月二日から昭和四十一年四月一日まで の間に生まれた者	三六四、〇〇〇円	二二一、四〇〇円
昭和三十一年四月二日から昭和三十六年四月一日まで の間に生まれた者	三四三、九〇〇円	二一〇、八〇〇円
昭和二十六年四月二日から昭和三十一年四月一日まで の間に生まれた者	二四一、二〇〇円	一七九、一〇〇円
昭和二十一年四月二日から昭和二十六年四月一日まで の間に生まれた者	二二五、一〇〇円	一七三、四〇〇円
昭和二十一年四月一日以前に生まれた者	二二三、一〇〇円	一七六、八〇〇円

附　則

1　この告示は、平成二十八年四月以降の月分の障害補償費について適用する。ただし、平成二十八年三月以前の月分の障害補償費については、なお従前の例による。

2　平成二十七年三月環境省告示第四十九号（公害健康被害の補償等に関する法律第二十六条第一項の障害補償標準給付基礎月額を定める件）は、廃止する。

○環境省告示第三十六号

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第三十一条第二項及び公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百九十五号）第十七条の規定に基づき、遺族補償標準給付基礎月額を次のように定めたので、公示する。

平成二十八年三月三十日

環境大臣　大塚　珠代

年齢階層	性別	
	男子	女子
昭和六十一年四月二日以降に生まれた者	一九五、七〇〇円	一六八、八〇〇円
昭和五十六年四月二日から昭和六十一年四月一日まで の間に生まれた者	二二五、一〇〇円	一七九、四〇〇円
昭和五十一年四月二日から昭和五十六年四月一日まで の間に生まれた者	二五四、一〇〇円	一八七、九〇〇円
昭和四十六年四月二日から昭和五十一年四月一日まで の間に生まれた者	二七八、六〇〇円	一九二、〇〇〇円
昭和四十一年四月二日から昭和四十六年四月一日まで の間に生まれた者	三〇七、四〇〇円	一九六、七〇〇円
昭和三十六年四月二日から昭和四十一年四月一日まで の間に生まれた者	三一八、五〇〇円	一九三、七〇〇円
昭和三十一年四月二日から昭和三十六年四月一日まで の間に生まれた者	三〇〇、九〇〇円	一八四、五〇〇円
昭和二十六年四月二日から昭和三十一年四月一日まで の間に生まれた者	二一一、〇〇〇円	一五六、八〇〇円
昭和二十一年四月二日から昭和二十六年四月一日まで の間に生まれた者	一九七、〇〇〇円	一五一、五〇〇円
昭和二十一年四月一日以前に生まれた者	一九五、三〇〇円	一五四、六〇〇円

附　則

1　この告示は、平成二十八年四月以降の月分の遺族補償費及び平成二十八年四月一日以降に死亡した被認定者に係る遺族補償一時金について適用する。ただし、平成二十八年三月以前の月分の遺族補償費及び平成二十八年三月三十一日以前に死亡した被認定者に係る遺族補償一時金については、なお従前の例による。

2　平成二十七年三月環境省告示第五十号（公害健康被害の補償等に関する法律第三十一条第一項の遺族補償標準給付基礎月額を定める件）は、廃止する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四〇五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　二八〇円（本体二六〇円）　（配送料別）